

濫用的通報について

令和 6 年 10 月
消 費 者 庁

1. 中間論点整理「2 公益通報を阻害する要因への対処」(5)

濫用的通報については、中間論点整理で、以下のとおり記載されている。

「日本の大企業の内部通報窓口には、公益通報には該当しない通報が多数なされており、従事者の負担が非常に大きく、重要な内部通報が見逃されないようにする必要があること、また、EU 指令第 23 条には、通報者が故意に虚偽の通報を行った際の罰則が規定されていることを踏まえ、濫用的通報や虚偽通報に対し、罰則を設けるべきとの意見があった。

上記意見について、悪性の強さが明らかで、公益通報者保護制度を害するような行為を明確に処罰対象とすることは、制度の健全性を保つ上でメリットになる一方、新設した罰則の存在自体によって、公益通報をしようとする労働者が萎縮するというデメリットが生じるということもあり得、メリットとデメリットの両方について今後更に検討する必要があるとの提案があった。また、刑法には、虚偽告訴罪、名誉毀損罪及び偽計業務妨害罪があることから、これらの犯罪規定との関係を整理する必要があるとの提案もあった。」

そこで本資料では、「濫用的通報」として考えられる行為及びこれに対応する犯罪類型等を整理する。

2. 「濫用的通報」として考えられる行為¹

①通報内容が虚偽であると知りながら行う通報

- 事業者又は被通報者の社会的評価を低下させる内容であり、通報先について「公然」性がある場合には、名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）が成立し得る。
- 通報先が捜査機関等である場合には、虚偽告訴罪（刑法第 172 条）が成立し得る。
- 偽計業務妨害罪（刑法第 233 条後段）が成立し得る。

②既に是正され、解決した事案であることを知りながら、専ら自己の利益を実現するために行う通報

- 「不正の目的」であるとして公益通報該当性が否定される可能性がある。
- 事業者又は被通報者の社会的評価を低下させる内容であり、通報先について「公然」性がある場合には、名誉毀損罪（刑法第 230 条第 1 項）が成立し得る。

③軽微な事実を殊更誇張して繰り返し行う通報

- 通報対象事実該当しなければ、その通報は公益通報に該当しない。

¹ 以下に示す犯罪類型は、具体的な態様次第で該当する可能性があるものを挙げているものであり、例示している各行為が直ちに犯罪に該当することを意味するものではない。

- 比較的軽微であっても、犯罪行為若しくは過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは過料につながる行為であれば、通報対象事実に該当し、その通報は公益通報に該当し得る。誇張して通報しても、虚偽でない限り²、直ちに犯罪には該当しないと考えられる。

④通報窓口担当者に対して威圧的な態度で行う通報

- 態様が深刻であれば、侮辱罪（刑法第 231 条）、威力業務妨害（刑法第 234 条）、脅迫罪（刑法第 222 条第 1 項）、強要罪（刑法第 223 条）が成立し得る。

以上

² 名誉毀損罪との関係では、刑法第 230 条の 2 における真実性の証明は、主要又は重要な部分についてなされれば足りると解されている（前田雅英ほか編『条解刑法〔第 4 版補訂版〕』（弘文堂、2023 年）704 頁）。